

静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

前文

このマニュアルは、実施本部が実施する被災建築物の応急危険度判定を支援するため、支援本部及び支援支部としての県の役割及び行動について記載したものである。

第 I 編 震後対策

第 1 章 本部

第 1 支援本部等の設置

1 支援本部の設置

〈本文〉

- (1) 県内で震度 5 強以上の地震を観測又は、実施本部設置の連絡がされた場合、建築安全推進課長は、直ちに支援本部を設置する。
- (2) 支援本部を設置したとき、情報・連絡担当は、関係機関に対して、実施本部及び支援本部を設置した旨を連絡するとともに、必要な連絡調整を行う。
- (3) 支援本部を設置したとき、情報・連絡担当は、被害状況に関する情報を収集する。

〈解説〉

(1-1) 設置場所

静岡県地震被災建築物応急危険度判定県震前支援計画書（以下「県震前計画」という）による。ただし、被害状況等に応じて変更する。

(1-2) 組織

支援本部長に建築安全推進課長をあてる。また、支援本部の構成は下表のとおりとし、担当者は、建築住宅班（建築グループ）災害時行動マニュアルに定め、毎年度更新する。

担 当	業 務 内 容
総務担当	住民対応、報道機関対応、実施記録の作成
支援担当	判定資機材・食事・宿泊・輸送の手配、応援判定士等名簿作成、保険対応
対策担当	支援実施計画の作成・調整、判定結果取りまとめ
情報・連絡担当	支援支部、実施本部、市町、ブロック幹事県、国土交通省、建築関係団体との連絡調整、被害情報収集

(2-1) 関係機関

- ・市町、土木事務所
- ・広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下「ブロック幹事県」という）
- ・国土交通省住宅局建築指導課（以下「国土交通省」という）
- ・建築関係団体（（公社）静岡県建築士会、（一社）静岡県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会東海支部静岡地域会、（一社）日本建築構造技術者協会中部支部静岡部会、（一社）静岡県建設業協会、（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター、（一社）志太建築士会、（一社）富士建築士会）※必要に応じて

(3-1) 情報収集の手段

- ・実施本部への照会
- ・支援支部への照会
- ・県防災対策所管課（県災害対策本部統制部）への照会

- ・国土交通省からの情報（国土地理院や各地方整備局等による緊急調査、広域道路情報等）
- ・テレビ・ラジオ等マスコミ情報の聴取
- ・SDO、FUJISAN、インターネット・ホームページ情報の閲覧
- ・建築関係団体への照会
- ・その他

2 支援支部の設置

〈本文〉

- (1) 管内で震度5強以上の地震を観測又は、実施本部から設置の連絡がされた場合、該当する土木事務所所管課長は、直ちに支援支部を設置する。
- (2) 支援支部は、関係機関に対して、支援支部を設置した旨を連絡するとともに、関係機関と必要な連絡調整を行う。
- (3) 支援支部は、被害状況に関する情報を収集する。

〈解説〉

(1-1) 設置場所、担当者

県震前計画による。ただし、被害状況等に応じて変更する。

(2-1) 関係機関

- ・ 支援本部
- ・ 管内の実施本部
- ・ 管内の実施本部を設置していない市町
- ・ 建築関係団体 ※必要に応じて

(2-2) 連絡の受理、報告

土木事務所（支援支部）は、管内市町から実施本部設置の連絡があった場合、建築安全推進課（支援本部）へその旨を報告する。

(2-3) 連絡調整

支援支部は、実施本部から実施本部業務に関する連絡があった場合、支援本部に伝達するものとする。

(3-1) 情報収集の手段

支援本部と同じ

第2章 優先建築物の判定

第1 県有建築物(重要防災拠点施設のみ)

〈本文〉

(1) 支援本部は、実施本部が優先建築物の判定を実施する場合、速やかに、当該市町に所在する協定判定施設の判定実施を(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターへ要請する。

〈解説〉

(1-1) 県と(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターの間で締結している、「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づき要請する。

(1-2) 協定判定施設

(1-1)の協定により作成している県有公共建築物の重要防災拠点施設一覧に記載があり、応急危険度判定担当課が(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターとなっている施設。

(1-3) 県有防災拠点施設等

各市町が作成する優先判定建物リストに掲載する。

■ 県有防災拠点施設等

施設用途	施設名
災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行う施設	県庁、総合庁舎、警察本部、警察署、警察官駐在所など
住民の避難所等として使用される施設	県立高等学校校舎(特別支援学校を含む。)、体育館など
救急医療等を行う施設	県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院、静岡がんセンター
災害時要援護者を保護、入所している施設	社会福祉施設など
道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急復旧を行う施設	土木事務所など
清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行う施設	健康福祉センターなど

(1-4) 重要防災拠点施設

①施設

県有防災拠点施設等のうち、重要防災拠点施設を以下の施設とする。

- ・県庁（本館、東館、西館、別館、青葉駐車場）
- ・総合庁舎
- ・単独土木事務所（支所を除く）
- ・単独健康福祉センター（支所・分庁舎除く）
- ・静岡がんセンター
- ・警察署、清水分庁舎、交通管制センター、航空隊基地
- ・その他

②判定の実施

耐震ランクがⅠaの建築物（特定天井がある施設については対策済みに限る）は、原則実施しないが、被害状況により判定の実施を判断する。

③判定実施者

下表のとおり。

施設	判定実施者
県庁	管財課
土木事務所が含まれる総合庁舎	各土木事務所
下田、熱海土木事務所管内の施設	土木事務所又は市町
協定判定施設	建築安全推進課が（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターへ要請

県において上記の災害時の重要な拠点となる施設の判定を実施することが困難な場合は、各市町に依頼し、各市町が実施する判定活動において判定を実施する。

(1-5) それ以外の県有防災拠点施設

①施設

県有防災拠点施設等のうち、上記(1-4)①以外の災害時の拠点となる施設とする。

②判定の実施

耐震ランクがⅠaの建築物（特定天井がある施設については対策済みに限る）は、原則実施しないが、被害状況により支援本部及び支援支部で判定実施を協議する。

③判定実施者

各市町が実施する判定活動において、判定を実施する。

被害状況により、早急に判定を必要とする施設や判定活動を実施しない市町にある施設は、支援本部及び支援支部で判定実施を協議する。

(1-6) その他の県有建築物の判定

各市町が実施する判定活動において判定を行う。所在する市町の実施本部は、判定実施を判断する。

(1-7)まとめ表 他

■ 県有建築物の判定実施方針（まとめ）

		ランク I a の建築物（特定天井がある施設については対策済みに限る）	ランク I a（特定天井がある施設については対策済みに限る）以外の建築物
県有防災拠点施設等	重要防災拠点施設	原則実施しないが、被害状況により、実施を判断	優先建築物の判定を実施する市町に所在するものを原則実施 県、（財）静岡県建築住宅まちづくりセンター等で実施
	それ以外の県有防災拠点施設	原則実施しないが、被害状況により、実施を判断	市町の判定活動で実施
その他の県有建築物		原則実施しない	市町の判定活動で実施

■ 静岡県が定める東海地震に対する耐震性能の目安

ランク	東海地震に対する耐震性能		備考欄
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	
II	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。		建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。
III	耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		

※ 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I

※ 建築基準法上の耐震性能を有するとされる建築物はランク I とランク II（ただし、木造はランク I のみ）

- 耐震ランク II 及び III の建築物については、防災拠点施設等として使用するべきでは無い為、耐震性補強や代替施設等により耐震性を確保しておく。やむを得ず継続使用する場合の使用可否は、施設管理者の判断による。

第3章 一般建築物の判定

第1 判定計画

〈本文〉

(1) 支援計画

支援本部（支援支部）は、市町の判定実施計画を取りまとめる。

第2 支援要請

〈本文〉

(1) 支援本部

支援要請があった場合、支援本部は、土木事務所を通じて県内の応援市町へ支援要請する。支援本部は、県内応援市町だけでは支援が不足すると判断した場合、ブロック幹事県に対して支援要請する。

〈解説〉

(1-1) 県内応援市町だけでは支援が不足すると判断した場合、県内の全実施本部の支援要請を取りまとめの上、ブロック幹事県に対して支援要請する。

(1-2) 支援支部は、実施本部から支援要請があった場合、速やかに支援本部へ伝達する。支援土木事務所は、支援本部から支援要請があった場合、管内の被災していない市町へ支援要請する。

第3 支援への対応

〈本文〉

(1) 判定士の派遣（広域支援）

ブロック幹事県から支援回答が示されたときは、支援本部は、市町ごとの割り振りを行い、支援支部を経由して実施本部へ報告する。

〈解説〉

(1-1) 広域支援による応援都道府県の判定士の名簿、判定資機材等のリストについては、応援都道府県が作成し、ブロック幹事県から支援本部へ通知する。支援本部は、ブロック幹事県から受けた通知について、支援支部を通じて実施本部へ通知する。

支援本部は、実施本部から報告を受けた支援受入れの対応を、ブロック幹事県へ報告する。

支援本部は、支援実施状況（応援判定士の参加状況、資機材の受領確認等）を、ブロック幹事県へ随時報告する。

災害補償の適用者がいる場合、支援本部より派遣元都道府県を通じて適用者本人等へ連絡する。これは補償適用が支援本部解散後も継続する場合、派遣元の都道府県がもっとも身近で、かつ、判定士一人ひとりに対応可能であることに留意している。

(1-2) 一般建築物の判定

支援本部は、支援支部を通じて実施本部から判定実施の有無の連絡があり次第、被害を受けていない土木事務所、ブロック幹事県、国土交通省及び地域の建築関係団体へ連絡をする。

(1-3) 判定実施体制

① 判定資機材の確保

県及び土木事務所は、判定資機材等の備蓄数量、保管場所等について県震前計画に記載し、定期

的に点検を行う。

②保険(判定士等の災害補償)

県及び市町は、公務災害の適用とならない民間判定士、判定コーディネーターについて、民間判定士等補償制度を活用するものとする。

支援支部は、補償制度適用に必要なリスト等の資料が、実施本部から提出された場合、支援本部へ提出する。

支援本部は、補償制度適用に必要なリスト等の資料の提出を受けた場合、必要な手続きを行う。

民間判定士等補償制度の事務処理に当っては、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアルに基づき処理する。

(1-4)費用負担

応援都道府県からの応援判定士等の輸送等に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン」の負担区分等によりその費用を負担することを前提に必要な手続きを行う。

ガイドラインでは原則として、民間判定士等の参集場所までの交通費、宿泊費、食料は被災市町の負担となっている。

第4 報告

〈本文〉

(1) 支援本部は、実施本部から支援支部を通じて受ける、日ごとの判定結果報告を集計し、ブロック幹事県及び国土交通省へ報告する。

第4章 支援本部等の閉鎖

第1 支援本部等の閉鎖

1 支援本部の閉鎖

〈本文〉

(1) 支援本部は、支援業務及び関連業務が完了した時点をもって閉鎖する。

〈解説〉

(1-1) 関連業務

- ・ 判定結果の集計、資料整理
- ・ 判定結果の災害対策本部長、ブロック幹事県、国土交通省への報告

(1-2) その他

支援本部は、支援支部を通じて実施本部から業務が終了した報告をもって支援の実施を終了する。各実施本部からの判定集計に基づいて全体集計を行い、以下の資料を作成して災害対策本部長に提出する。

- ① 判定実施区域図
- ② 判定結果集計表
- ③ その他資料

後日の費用負担や、判定士の補償対応のため、判定士、判定コーディネーターや支援資機材など支援状況の記録を作成する。

支援本部閉鎖後においても、その後の状況により必要が生じた場合は、適切な措置を執る。

その他、支援本部の業務として、次の事項が想定されることから、必要に応じて実施する。

- ・ 判定の主旨を住民へ周知
- ・ 住民からの相談・質問への対応
- ・ 報道機関への対応
- ・ 各実施本部から報告された判定結果の分析
- ・ 都道府県災害対策本部内の連絡調整
- ・ 負傷や死亡した判定士の保険対応
- ・ 判定実施記録の作成

2 支援支部の閉鎖

〈本文〉

(1) 支援支部は、支援業務及び関連業務が完了した時点をもって閉鎖する。

〈解説〉

(1-1) 関連業務

- ・ 判定結果の集計、資料整理
- ・ 判定結果の支援本部、方面本部への報告

(1-2) その他

支援支部は、実施本部から業務が終了した報告をもって支援の実施を終了する。

Ⅱ編 震前対策

第1章 震前の対策

第1 応急危険度判定士等の養成、登録

1 判定士

〈本文〉

(1) 県は、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士」を養成する。

県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」により、講習会を開催し、判定士の認定・台帳登録を行い、その名簿を作成する。

2 判定コーディネーター

〈本文〉

(1) 県は、判定を円滑に実施するため、行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成し、登録する。

県は、判定コーディネーターの名簿を作成する。

3 登録名簿の管理

〈本文〉

(1) 県は、登録された判定士及び判定コーディネーターの個人情報の管理に留意するとともに、登録名簿は常に最新の内容とするよう管理する。

第2 判定技術等の向上

〈本文〉

(1) 県及び市町は、判定技術の維持、向上のため、定期的に判定技術等に関する講習、訓練等を行う。

県及び市町は、県及び市町震前計画の実効性の確認や実際の応急危険度判定を円滑に実施するため、連絡体制の確保、シミュレーション等の訓練を行う。

第3 震前計画等

〈本文〉

(1) 県、市町は、それぞれに震前計画を作成し、毎年度更新する。県は、建築住宅班（建築グループ）災害時行動マニュアルを作成し、毎年度更新する。

〈解説〉

(1-1)被災建築物の想定

県及び市町は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域を予め要判定地区として想定するなど、判定実施のため必要な事項について定めておく。

(1-2)様式の策定

県は、県と市町との支援依頼等には、確実に意思伝達が行われるよう、必要な様式を定める。

第4 判定資機材の備蓄

〈本文〉

(1) 県、市町は、判定に必要な資機材等を備蓄する。

〈解説〉

(1-1) 判定資機材の備蓄

判定に必要な資機材等を備蓄する。ただし、保管場所の被災や、交通途絶等を想定し、複数個所で保管する。

(1-2) 市町マニュアルの作成

県は市町の円滑な判定活動を支援するため、静岡県地震被災建築物応急危険判定業務マニュアルを作成するとともに、市町地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの雛形を作成する。

第5 その他必要な事項

1 協議会

〈本文〉

(1) 地震発生時に迅速かつ的確な判定が行えるよう、建築関係団体及び県、市町が平時から顔の見える関係を築くと共に、判定制度の周知をはじめ、判定士資格の取得促進、判定技術の向上、市町判定実施本部等の体制強化などに取り組む協議会を立ち上げ、体制整備を図る。

〈解説〉

(1-1) 協議会の会員は以下の通り。

会員	(公社) 静岡県建築士会
	(一社) 静岡県建築士事務所協会
	(公社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会
	(一社) 日本建築構造技術者協会中部支部静岡部会
	(一社) 静岡県建設業協会
	静岡県 (本庁、各土木事務所)
	県内 35 市町
オブザーバー	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

2 制度の周知

〈本文〉

(1) 県及び市町は、判定に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。このため、PR用パンフレット等を作成し配付する。

3 効率化への取組

〈本文〉

(1) 県は、判定活動の効率的実施のため、判定結果集計作業等の効率化を図る。

4 連絡調整

〈本文〉

(1) 県及び市町の判定所管部局は、防災所管部局と連携しながら、必要な体制整備を行っておく。

<定義>

用語

○：全国マニュアルに準じたもの

●：県マニュアルで定義したもの

《ア行》

○応援市区町村（●本県では「応援市町」という。）

被災した市区町村へ支援を行う市区町村を略して「応援市区町村」という。

被災した都道府県内で被害がなかった市区町村において、都道府県（支援本部）からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う市区町村または、事前の災害協定等により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う市区町村をいう。

○応援都道府県

被災した都道府県への支援を行う都道府県を略して、「応援都道府県」という。

被災地の都道府県（支援本部）または、国土交通省からの支援要請により判定士、コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う都道府県または、事前の災害協定により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う都道府県をいう。

○応援行政職員

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定士

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

○応援判定コーディネーター

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○応援本部（震後）

広域支援本部以外で、被災を受けた都道府県に対し支援を行う都道府県をいう。

《カ行》

○各地方整備局等

国土交通省の以下の地方支分部局を総称して「各地方整備局等」という。（は）

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務所
都道府県、市区町村の職員をいい、保険加入のために民間判定士と区分するために考慮している。

○広域支援本部

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。

支援本部からの要請によりブロック幹事県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

○広域支援本部長

被災建築物応急危険度判定広域支援本部長を略して「広域支援本部長」という。

広域支援本部が設置されたときに、ブロック幹事県の判定所管課長をあてる。

《サ行》

○災害対策本部長等

市区町村災害対策本部長等を略して単に「災害対策本部長等」という。

「災害対策本部長等」とは、市区町村における災害対策本部長及び災害対策本部が設置されるまでの間における市区町村長をいう。

○全国支援本部

複数の県で甚大な被害が発生するなど、1つのブロックだけでは対応できない場合に全国的な支援のため国土交通省に設置される「応急危険度判定全国支援本部」の略。

○応援都道府県等

応援市区町村及び応援都道府県を総称して「応援都道府県等」という。

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、都道府県に設置される本部をいう。(●本県では建築安全推進課に置く。)

○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に支援本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。(●本県では建築安全推進課長をあてる。)

●支援支部

管内の被災した市町へ支援を行う土木事務所に設置するものをいう。

●支援土木事務所

支援支部を設置せず、管外の被災した市町へ支援を行う土木事務所をいう。県(支援本部、支援支部)からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う。

●悉皆(しっかい)

悉皆とは、すべて、全部という意味であり、判定を行う調査地区、建物用途等を決定し、調査地区内のすべての対象建築物を調査することをいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市区町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市区町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部長

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。(実施本部業務マニュアル第3解説参照)

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

○地元判定士

実施本部が設置された市区町村に在住・在勤する判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

《タ行》

○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

○都道府県・市区町村災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定資機材

別紙「標準判定資機材一覧表」に定められた判定に使用する資機材。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは、タイプA(判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施)とタイプB(所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施)とがある。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画。

※参照：実施本部業務マニュアル第5

○被災宅地危険度判定

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

○被災宅地判定実施本部

宅地危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

○ブロック協議会

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

○ブロック幹事県

支援本部だけでは対応できずブロック協議会内の他の都道府県の支援が必要となった場合に、ブロック協議会の窓口として取りまとめを行う都道府県をいう。

各ブロック協議会により、代表幹事や応援主幹などと呼んでいる。

《マ行》

○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることのできる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略

《ラ行》

○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

- この業務マニュアルに定めのないものは、“被災建築物応急危険度判定マニュアル”の定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

制定 平成21年3月

改正 平成27年1月

改正 平成31年4月1日